平成２８年（フ）第５２０７号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番３号　グレーシー西田辺３Ｃ
債務者　繰　　雅彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府門真市四宮１丁目１番24―301号
債務者　髙島　克己
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番40―606号
債務者　杉本　加代（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７号
大阪府大東市御領１丁目２番24号　エトワール御領Ｂ203号
債務者　奥田　未子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目44番８号　菱栄マンション103号、前住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目９番17号
債務者　植田美佐子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１号
大阪市西淀川区出来島３丁目３番２―206号
債務者　松本太子こと　金　　大玉
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２号
大阪市生野区新今里３丁目２番12―408号
債務者　北島　紀元
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４号
大阪府豊中市豊南町西３丁目９番17号
債務者　南　明日奈
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０号
大阪府和泉市上町580番地の１―５―602、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目17番14―１号
債務者　村岡　節生
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
兵庫県伊丹市北野３丁目48番地１　市営北野第２住宅502号
債務者　茶尻　　雅
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
奈良県御所市大字本馬155番地の22
債務者　大井　眞也
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷967番地の１
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
熊本県上益城郡甲佐町大字岩下１番地７
債務者　渡邊ケサ子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
宮城県大崎市古川江合寿町３丁目５番37号、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字西柿木42番地（57Ｂ９Ｌ）　ウインド・フィルⅠ102
債務者　田中　啓子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５号
長野県佐久市甲1501番地５
債務者　栗林　朱音（旧姓畔上）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１５号
兵庫県宝塚市中山寺２丁目２番17号　サンライフ中山202号、前住所兵庫県宝塚市平井山荘２番１号
債務者　巴山てい子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
兵庫県西宮市津門呉羽町３番13―203号
債務者　米田津代志
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係